

中小企業信用保険制度の概要(令和3年8月2日現在)

○ 一般関係保険条件

契約先	条件		対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率(年率)(注7～9参照)
	保険種類	対象企業者				
信用保証協会	普通	資本(出資)金額3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下の会社(注2参照)並びに常時使用する従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人(注3参照)並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)
	無担保		事業資金であって、担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証	8,000万円	80%	0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)
	特別小口	常時使用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人(注4参照)並びに事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件(注5参照)を備えているもの	事業資金であって、担保(保証人の保証を含む。)を提供させない保証	2,000万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される。)	80%	0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%)
	流動資産担保	普通保険・無担保保険に同じ	事業資金であって、流動資産(法人である場合にあっては、必要に応じ当該法人の代表者である保証人の保証を含む。)のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%
	公害防止	普通保険・無担保保険に同じ	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%
	エネルギー対策	普通保険・無担保保険に同じ	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
	海外投資関係	普通保険・無担保保険に同じ	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
	新事業開拓	普通保険・無担保保険に同じ	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
	事業再生	普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの	事業再生資金	2億円	80%	1.69%
	特定社債	資本金額3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下又は常時使用する従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行い省令に定める要件(注6参照)を備えているもの	事業資金	4億5,000万円 ただし、普通保険(経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。)、無担保保険(経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。)、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円(特定支払契約保険が成立していないときは、5億円)以下	80%	0.25%から1.69%
特定支払契約	普通保険・無担保保険に同じ	特定支払債務 (中小企業者の特定支払契約に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの)	10億円 ただし、普通保険(経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。)、無担保保険(経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。)、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下	70%	0.25%から1.69%	

○一般関係保険条件(注)

1. 中小企業信用保険は、中小企業者の金融機関からの借入れ等に係る債務の保証についての保険である。
2. ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。以下同じ。)を行うものは3億円以下、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行うものは3億円以下、旅館業を行うものは5,000万円以下
3. 会社、個人及び特定非営利活動法人のうち、会社及び個人については、ゴム製品製造業を行うものは従業員数900人以下、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行うものは従業員数300人以下、旅館業を行うものは従業員数200人以下
4. 会社、個人及び特定非営利活動法人のうち、会社及び個人については、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業を行うものは、従業員数20人以下
5. 特別小口保険の省令要件
 - ・1年以上引き続き同一の都道府県の区域内において同一の業種に属する事業を行っていること。
 - ・最近1年間の納期の到来した所得税(法人税)、事業税又は住民税の所得割(障害者控除、老年者控除、寡婦控除により所得割の税額がなくなった者は均等割、法人の場合には法人税割)のいずれかの税額を完納していること。
6. 特定社債保険の省令要件
 - ・以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
 - (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
 - (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の150以上であること。
 - (3) 純資産額が5億円以上であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の100以上であること。
7. 予約保証(中小企業者の申込日から保証契約で定める期間の開始の日まで相当の期間を経過することが想定される保証)に係る保険料率については、0.43%から1.74%(手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.37%から1.48%)が適用される。
8. 経営力強化保証(中小企業者が策定した事業の計画の実施に必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証であって、当該金融機関が、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する認定経営革新等支援機関と連携して当該中小企業者の経営の改善を支援することにより当該中小企業者の経営力の強化が図られるものに係る保証)に係る保険料については、0.25%から1.51%(手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.21%から1.28%)が適用される。
9. 事業承継特別保証(事業の承継に係る計画を有する中小企業者のうち、中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第20条第2項各号のいずれにも該当する者の金融機関からの借入れによる債務の保証(その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。)であって、当該中小企業者が、経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合のもの)に係る保険料については、0.10%から0.86%が適用される。

○ 特例関係保険条件(注1)

条件 特例(特例コード)	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
災害関係 (01)	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)	○再建資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
経営安定関連 (02)	取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者(注2)	「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)	○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠(注3,4) ただし、災害関係特例分(東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。)、東日本大震災復興緊急特例分、危機関連特例分及び本特例分と合算で、普通4億円(組合8億円)、無担保1億6,000万円、特別小口4,000万円	80% (注5)	
危機関連 (81)	大規模な経済危機、災害等の発生に伴う信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、その経営の安定に支障を生じている中小企業者		○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分(東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。)、経営安定関連特例分、東日本大震災復興緊急特例分及び本特例分と合算で、普通4億円(組合8億円)、無担保1億6,000万円、特別小口4,000万円	90%	
労働力確保関連 (17)	雇用管理の改善計画について認定を受けた中小企業者、組合等又はその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」(平成3年法律第57号)	○雇用管理改善事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	

(注1) 法第2条第1項第6号に該当する特定非営利活動法人については、災害関係、経営安定関連、危機関連、地域伝統芸能等関連、周辺地域整備関連、地域経済牽引事業関連、東日本大震災復興緊急、商店街活性化促進事業関連及び情報処理システム運用・管理関連以外の特例を利用できない。

(注2) 経営安定関連の対象企業者として法第2条第5項各号に掲げる者は、以下のとおりである。

1号:民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者。

2号:生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者。

3号:突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者。

4号:突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者。

5号:(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者。

6号:破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入れの減少等が生じている中小企業者。

7号:金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者。

8号:RCC(整理回収機構)等へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能なる者。

(注3) 経営安定関連(法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)に係る普通保険の別枠限度額は、3億円である。

(注4) 経営安定関連保証(「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」(平成12年法律第136号)による改正前の法第2条第3項第6号(以下「旧第6号」という。))に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である(ただし、経営安定関連(法第2条第5項各号(旧第6号を除く。))に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く。))。

(注5) 経営安定関連(法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)に係るてん補率は、90%である。

(注6) 小規模事業者支援関連、経営革新等支援関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連及び連携創業支援等関連の対象となる特定非営利活動法人は、法第2条第1項第6号に該当するものを除く。

(注7) 創業関連(産業競争力強化法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者に係るものに限る。)に係る対象企業者のうち、同法第2条第28項第1号又は第2号に掲げる創業を行うおとす個人の当該創業を行う計画期間は、六月以内である。

(注8) 創業関連(産業競争力強化法第129条第4項に該当する創業者に係るものに限る。)に係るてん補率は、90%である。

(注9) 地域経済牽引事業計画の承認申請時において特定事業者であって、計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなったものは、当該実施期間においては、特定事業者とみなす。

(注10) 経営承継借換関連の省令要件は、以下のとおりである。

1 経済産業大臣の認定を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表上の純資産額が零を超えること。

2 貸借対照表上の社債及び借入金合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た値が十以内であること。

条件 特例(特例コード)	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
中小小売商業関連 (18)	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理又は連鎖化を行う中小企業者であって、認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)	○高度化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
商店街整備等支援関連 (19)	中小小売商業者の経営の近代化を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの		○商店街整備等支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
伝統的工芸品支援関連 (22)	伝統的工芸品産業の振興を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号)	○伝統的工芸品産業振興支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
地域伝統芸能等関連 (26)	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるものうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成4年法律第88号)	○地域伝統芸能等活用事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
小規模事業者支援関連 (30)	認定を受けた事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定を受けた経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)	○事業継続力強化支援事業資金、経営発達支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
中心市街地商業等活性化関連 (44)	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者又は都市型新事業の用に供する施設を整備する事業(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社、当該一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。)を実施する中小企業者、特定会社、一般社団法人若しくは一般財団法人	「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)	○中小小売商業高度化事業資金、都市型新事業施設整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、一般社団法人又は一般財団法人については、普通保険2億円、無担保保険8,000万円	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
中心市街地商業等活性化支援関連 (45)	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。)を実施する特定会社、一般社団法人又は一般財団法人		○中心市街地商業等活性化支援資金 ○普通保険 4億円 無担保保険 1億6,000万円 ただし、一般分(特定会社)及び中心市街地商業等活性化関連特例分(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人)を含む。		普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%)

条件 特例(特例コード)	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
経営革新関連 (49)	承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る特定事業者(常時使用する従業員500人(小売業・サービス業300人、卸売業400人)以下の会社及び個人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの)	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)	○経営革新事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
経営革新等支援関連 (72)	認定経営革新等支援機関として認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)であって、経営革新等支援業務を実施するもの		○経営革新等支援業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
経営力向上関連 (78)	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上事業を行うことにより経営能力を強化し、経営の向上を図る特定事業者(常時使用する従業員500人(小売業・サービス業300人、卸売業400人)以下の会社及び個人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの)		○経営力向上事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
情報処理支援関連 (87)	情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人		○情報処理支援業務実施資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
社外高度人材活用新事業分野開拓関連 (91)	認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う新規中小企業者等(中小企業者に限る。)		○社外高度人材活用新事業分野開拓資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円 ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)

条件 特例(特例コード)	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
事業継続力強化関連(92)	認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者		○事業継続力強化資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係保険 4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。 ○新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
連携事業継続力強化関連(93)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者		○連携事業継続力強化資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。		
特定連携事業継続力強化関連(97)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って中小企業者と共同で連携事業継続力強化を行う中小企業者以外の事業者であって、資本金の額若しくは出資の総額が10億円以下の会社、医業を主たる事業とする法人及び歯科医業を主たる事業とする法人又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び個人	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)	○連携事業継続力強化資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 ただし、他の一般分(中小企業者として利用した一般分)を含む。	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)
先端設備等導入関連(86)	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者		○先端設備等導入資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
特定新技術事業活動関連(47)	指定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者	「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)	○指定補助金等成果利用事業資金 ○新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が7,000万円以下の場合0.6%。ただし、担保(保証人(法人の代表者を除く。))の保証を含む。)を提供させない保証であってその合計額が2,000万円以下の場合1.0%)
周辺地域整備関連(56)	同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として認定を受けた中小企業者	「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年法律第78号)	○周辺地域整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80% 新事業開拓 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%) 特別小口 0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%) 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
下請振興関連(57)	承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者		○振興事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29%
特定下請連携事業関連(74)	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う中小企業者	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)	○特定下請連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。		
下請中小企業取引機会創出事業関連(98)	下請中小企業取引機会創出事業者として認定を受けた中小企業者		○下請中小企業取引機会創出事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 3億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。		

条件 特例(特例コード)	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
流通業務総合効率化関連(59)	認定を受けた総合効率化計画に基づき二以上の者が連携して、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴う事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)	○流通業務総合効率化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
地域経済牽引事業関連(79)	承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う特定事業者(常時使用する従業員500人(小売業・サービス業300人、卸売業400人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの)(注9)	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号)	○地域経済牽引事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
地域経済牽引支援関連(80)	承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人		○連携支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
農商工等連携事業関連(65)	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)	○農商工等連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について4億円(組合6億円) ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29% 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
農商工等連携支援関連(66)	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)であって、認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行うもの		○農商工等連携支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)

条件 特例(特例コード)	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
経営承継関連 (67)	経営の承継又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていることについて、認定を受けた中小企業者	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」 (平成20年法律第33号)	○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%) 特別小口 0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%)
特定経営承継関連 (82)	経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていることについて、認定を受けた中小企業者の代表者		○経営承継資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 2,000万円		
経営承継準備関連 (88)	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者		○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		
特定経営承継準備関連 (89)	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人		○経営承継資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
経営承継借換関連 (96)	金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていることについて、認定を受けた中小企業者(注10)		○経営承継借換資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%) (経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合のもの 0.1%から0.86%) 特別小口 0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%)
商店街活性化事業関連 (69)	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(平成21年法律第80号)	○商店街活性化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
商店街活性化支援関連 (70)	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)であって、認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの		○商店街活性化支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
東日本大震災復興緊急 (71)	政令で定める特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)	○再建その他の経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分(東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。)、経営安定関連特例分、危機関連特例分及び本特例分と合算で、普通保険4億円(組合8億円)、無担保保険1億6,000万円、特別小口保険4,000万円	90%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)

条件 特例(特例コード)	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
情報提供 支援関連 (73)	認定情報提供機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、情報提供業務を実施するもの	「中小企業支援法」(昭和38年法律第147号)	○情報提供業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
事業再生 円滑化関連 (64)	特定認証紛争解決手続、認定支援機関による支援又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による支援により事業再生を図る中小企業者	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)	○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 1.44%) 特別小口 0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%)
事業再生計画 実施関連 (75)	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した事業再生の計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)その他経済産業省令で定める事業再生の計画に従って、事業再生を図る中小企業者		○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
創業関連 (51)	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画若しくは二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は会社であって、自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日若しくは設立の日以後5年未満の中小企業者(注7)又は事業の譲渡により事業の全部若しくは一部を会社設立創業者が新たに設立した会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない当該会社		○創業等事業資金 ○無担保保険 3,500万円 ただし、一般分、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)による改正前の中小企業等経営強化法に規定する創業等関連分及び本特例分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下	80% (注8)	無担保 0.29% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.25%)
連携創業 支援等関連 (76)	市町村が作成し認定を受けた創業支援等事業計画に従って当該市町村と連携して創業支援等事業を実施する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)		○創業支援等事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)
特定信用状関連 (63)	外国法人与経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者	○特定信用状発行契約に基づく債務(外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る。) ○普通保険について限度額別枠	80%	普通 0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%)	
特定中小企業 再生支援関連 (55)	支援機関として認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	○特定中小企業再生支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)	
技術等情報 漏えい防止 措置関連 (90)	技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	○技術等情報漏えい防止措置認証業務実施資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%)	

条件 特例(特例コード)	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
商店街活性化 促進事業関連 (83)	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	「地域再生法」(平成17年法律第24号)	○商店街活性化促進事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
情報処理 システム運用・ 管理関連 (94)	情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況が優良な事業者として認定を受けた中小企業者	「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)	○情報処理システム運用・管理資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)
特定高度情報 通信技術活用 システム開発 供給等関連 (95)	認定を受けた特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画又は導入計画に従って当該システムの開発供給又は導入を行う中小企業者	「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」(令和2年法律第37号)	○特定高度情報通信技術活用システム開発供給等資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%)

破綻金融機関等関連特別保険等制度の概要

契約先	条件 保険種類	対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率(年率)
信用保証協会	破綻金融機関等 関連特別	資本(出資)金額5億円未満の会社(中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第1号の2に掲げるものを除く。)のうち、政令で定める事業を行うものであって、破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との金融取引に支障を生じていることについて、都道府県知事の認定を受けたもの	事業資金	5億円	90%	0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%)
	破綻金融機関等 関連特別無担保		事業資金であって、担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証	1億円	90%	0.28% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%)

(注)破綻金融機関等関連特別保険等は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証についての保険である。